

令和6年度における独立行政法人家畜改良センターの中小企業者に関する契約の方針

令和6年8月29日

独立行政法人家畜改良センター（以下、「センター」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下、「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定。以下、「基本方針」という。）に即して、令和6年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下、「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

センターは、令和6年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約1,474,579千円、比率が66.0%の水準となるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、令和5年度目標の水準を引き続き堅持し、令和6年度においては2%程度とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

センターは、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して十分な説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

センター総務部管財課の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法についての検討を行う。

4 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割するなどの分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

5 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組みや関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取り組みにより平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

6 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

また、牧場（支場を含む）においては、近隣の他省庁の地方支分部局との共同調達を実施するに当たっては、分離・分割発注を検討する等の中小企業・小規模事業者の受注機会を確保することにも配慮するものとする。

7 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

8 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

各牧場において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約という。」）による場合には、各牧場管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

9 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

10 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止、適格請求書等保存方式等

需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際は、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

契約後についても、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の改定があり、事業者から契約金額の見直しの要請があった場合は、その対応に努めるものとする。

なお、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

11 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

（1）公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の適格な実施の為、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定することとする。

（2）物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

1 2 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の中長期の復旧・復興を支援するため、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払いについては、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めるものとする。

(3) 地域中小企業の適切な評価

被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 適切な予定価格の作成

被災地域における需給の状況等を踏まえ、上記10に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

1 3 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の中長期の復旧・復興を支援するため、上記12と同様の措置を講ずるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

センターは、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求める、又は過去の実績に係る評価が過大なものになら

ないように配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「調達ポータル」等の情報を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

センター総務部管財課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に對して、適切に対応する。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に關し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本所、牧場（支場を含む）に適用する。

2 中小企業者の受注機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、センター本所に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当課に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなしだ企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

調達の現状把握、実績の向上を図るために有益な情報共有、各部、牧場（支場）に対して
指導・助言等の実施

推進本部 家畜改良センター本所

本部長 : 理事（総務担当）

本部員 : コンプライアンス推進室長

: 総務課長

: 会計課長

: 管財課長

※事務局 総務部管財課



指導・助言等

各部、各場（支場）の調達担当課